

営繕工事における各種取組について

令和8年度
関東地方整備局営繕部

次 第

- I. 営繕事業における働き方改革の主な取組
- II. 営繕事業における働き方改革の
より一層の推進
- III. 営繕工事における
円滑な施工確保に向けた取組

I. 営繕事業における働き方改革の主な取組（令和8年度）

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の小黑板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

II. 営繕事業における働き方改革のより一層の推進（令和8年度）

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、
令和8年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

多様な働き方の支援

- 労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、引き続き週休2日※を前提に工期を設定。

※工期における全ての週において、原則として土曜日・日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことをいう。

- 工事受注者が変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、実施。

工事における猛暑対策の拡充

- 「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、次の取組を追加。

- ・受発注者間の協議を通じた、猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避
- ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案の評価
- ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増 等

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底〔営繕積算方式〕

- 労務費等が確保されるよう、「営繕積算方式」について、以下の取組を追加。
 - ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入(歩掛りにおいて作業休止時間等も考慮)
 - ・実態調査の結果を踏まえ、一般管理費等率や専門工事業者等の諸経費の率を見直し

業務における余裕期間制度・スライド制度の試行

- 建築設計業務を対象に、余裕期間制度(フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式)を試行的に導入。
- 昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、建築関係建設コンサルタント業務においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する業務からスライド制度(業務スライド)を試行導入。

Ⅲ. 営繕工事における円滑な施工確保に向けた取組

- 小規模工事を主な対象とし、**営繕工事における円滑な施工確保のための取組み**を継続的に実施。
(H25年10月以降、順次取組を強化。これらの取組を継続、必要な改善・工夫。)

課題及びご意見等	円滑な施工確保のための取組み	今後の継続的な取組
参加要件が整わない - 技術者配置や職人確保が困難 - 直轄工事の実績がない - 年度末に工期が集中	(1) 適正な参加要件と工期設定 - 必要最低限の参加要件(工事実績等)設定(緩和) - 適切な等級と地域要件の設定(拡大) - 工事成績相互利用型総合評価方式の採用 - 適正な工期設定と施工時期の平準化 - 賃上げ実施及びWLB関連認定に対する加点措置	1. 発注規模の適正化 2. 適正工期の設定 3. 平準化を考慮した発注計画 4. 「営繕積算方式」の普及・周知 5. 適切な設計変更 6. 工事関係図書等の効率化の継続的实施 7. 入札手続きの効率化 8. 発注情報の早期提供 9. 発注者間の連携強化と支援 10. 将来の担い手育成
実勢価格の反映 - 実勢価格と乖離 - 現場条件等に応じた積算 - 他工種が多い工事の積算 - 設計変更の透明性と公平性	(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算(営繕積算方式) - 取引実態をふまえた積算 「見積活用方式」の試行 - 共通費積上げ工夫と工期連動型共通費算定 - 積算数量の明確化と協議の円滑化 - インフレスライド等の確実な対応	
施工時の負担が大きい - 条件明示が不足、不明瞭 - 工事書類が煩雑 - 改修等における施工手間 - 潜在リスクの低減 - 適切な変更協議の実施	(3) 工事管理の効率化 - 分かりやすい施工条件明示 - 工事関係図書等の効率化 - 必要な設計変更等の措置	
応札時の負担軽減 - 積極的な情報発信と提供の工夫 - 発注情報のきめ細かい公表 - 入札時の提出書類簡素化	(4) 入札時の負担軽減、情報提供の工夫 - 発注予定情報の提供の工夫(HP、RSS、メール配信) - 工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫(公告時に工事概要書の参考配布)	
地方公共団体等への周知 担い手不足、入職しやすい環境作り	- 公共建築相談窓口の活用、会議等による情報発信 - 担い手の中長期的な育成・確保のための取組み	

【参考資料】営繕事業における各種取組内容

※関東地方整備局発注工事での共通内容以外

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「**猛暑による作業不能日数**」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、**当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更**することを可能としている
さらに、令和8年度より、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行する。
- 「**一般的な熱中症対策**」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「**一般的なもの以外の熱中症対策**」に係る費用については、受発注者間で協議の上、**設計図書の変更により計上**することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定と労務費の割増

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^{（注）}が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

（注）気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
（日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）より）

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更
- 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

（2023年度 東京都千代田区※1の場合）

○ 4～10月の全てを工期に含む場合※2

年	WBGT値31以上の時間※3 (h)	日数換算 (日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※1 東京観測所の数値を使用
※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇（3日）を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間

猛暑による
作業不能日数
9日間

◆「一般的な熱中症対策」の例

- 作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- 遮光チョッキ、空調服
- ドライミスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- 足場に設置する遮光ネット、等

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2) 対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用にも努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等を含む）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。
※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

- (1) 設計条件の明示 (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み
① 諸条件の整理と適用基準 ② 敷地や周辺の状態 ③ 設計業務プロセス管理 ④ 図面の整合性 ⑤ 設計段階における施工条件の確認 ⑥ 指定仮設の確認

【2.施工段階】

- (1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化 (4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応

※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

民間で開発、導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業において導入、活用されやすくなるよう対応を行う。

生産性向上技術の活用 BIM、情報共有システム等

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。

※2 Employer's Information Requirements（発注者情報要件）

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、指定項目を設定。（具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。）
全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

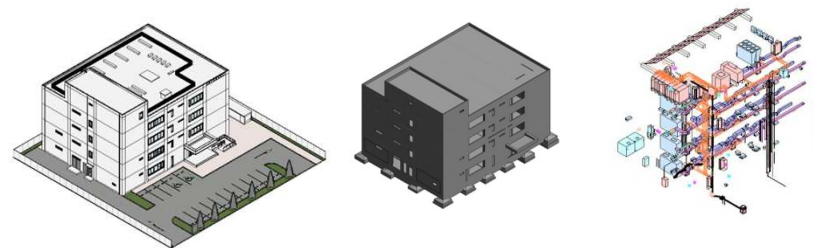
●BIMデータを活用した積算業務（試行）

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「**BIM連携積算**」を試行。

【参考】

官庁営繕事業の設計業務においてBIMデータを作成する場合のBIMデータの入力情報や設定内容の目安となる「営繕BIMモデル」を作成し、データを公開

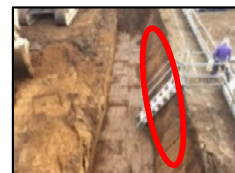
（Revit版：令和6年10月、Archicad版：令和7年9月公開）



【他の取組】 情報共有システムの活用（原則全ての営繕工事で活用）、デジタル工事写真の黒板情報電子化の活用（原則全ての営繕工事で活用）

施工 ICT建築土工※3の試行

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D: 2D + 深さ)



施工管理

デジタル技術を活用した監督検査（試行）

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。
従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

●デジタル配筋検査



対象物を撮影

検査結果
(判定結果 + 計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果 + 計測値)

【他の取組】建設現場の遠隔臨場（原則全ての営繕工事で活用）

設計時の配慮

設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

工事の発注時・完成時における評価

総合評価落札方式における評価

入口評価

- S型により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。

【入札説明書等で例示している評価対象とする生産性向上技術】

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工※4、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの自動作成

※4 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

請負工事成績評定における評価

出口評価

- 全ての営繕工事において、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

自動化施工の例



鉄筋結束ロボット



運搬ロボット



装着型作業支援ロボット

■ 企業に求める施工実績要件(例①)

平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

1. 工事種目 電灯設備(同一工事において、機器及び配線の施工を含むものに限る。)の更新又は新設

■ 配置予定技術者に求める工事経験(例①)

一人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記の要件を満たす工事経験を有すること。

■ 企業に求める施工実績要件(例②) <種目が多岐にわたる場合>

平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

次の1から3の要件のすべてを満たす建築物1棟の新築または又は増築における機器及び配線の新設工事

1. 延べ面積 3,000㎡以上(増築にあつては増築部分とする。)
2. 階数 3階以上
3. 工事種目 空気調和設備、給水設備

■ 配置予定技術者に求める工事経験(例②)

上記の面積及び階数要件を緩和する。

※ 面積要件を設定する場合は、工事特性を踏まえた必要最低限の要件とする。

留意事項

【企業に求める要件】

- 実績工事は、民間工事、官公庁工事のいずれでも申請が可能。
(評価の優劣はなし。)
- 「(ア)又は(イ)」と明示している場合は、いずれの実績でも可。
- 実績工事の要件として、施工能力評価型で改修の場合は、原則として数値条件を付さない。
(構造・面積等の数値が明示されている場合は、それを下回らないように留意。)
- CORINSで、建物の構造・規模、配置予定技術者の従事実績等が確認できない場合があるため、提出前にCORINSの出力内容を必ず確認。
- 民間工事等を含めCORINSで確認できない場合は、構造・規模、用途、配置予定技術者の契約書の写し及び施工実績や工事経験が確認出来る必要最小限の図面を必ず添付。

【配置技術者に求める要件】

- 配置予定技術者の経験については、「役職(現場代理人、監理技術者等)」は問わない。
(当該工事に従事した担当技術者でよい。)
- 配置予定技術者は、複数名(2人以上)申請することが可能。※ ただし、すべての者が参加要件を満足する必要がある。

【目的】

1. 公共建築工事において競争参加者の参加を促す。
2. 工事成績データの共有化・相互利用の促進による、発注者間の連携強化を図る。

【試行の概要】

国(官庁営繕関係)の統一基準である「**工事成績評定要領**」に基づき評定点を算出・登録した**工事成績相互利用登録機関※**の**各府省等の工事成績データ**を、「競争参加資格」及び「総合評価落札方式の評価項目」において活用する取組み。

(※工事成績相互利用登録機関)

衆議院、参議院、最高裁判所、国立国会図書館、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、**国土交通省**、環境省、防衛省 等

【対象工事、開始時期】

- 工事規模 : **全ての営繕工事**
- 対象工事 : 建築工事(建築工事)、電気設備工事(電気設備工事)、機械設備工事(暖冷房衛生設備工事)、エレベーター設備工事(機械設備工事) ※()は国土交通省工事種別
- 総合評価タイプ : 施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)、技術提案評価型S型(WTO以外・WTO対象)
- 開始時期 : **平成29年4月**から入札手続きを開始する工事

【登録機関の工事成績データの活用】

①【競争参加資格(欠格要件)】

- 1) 同種工事が「工事成績評定点65点未満」を登録機関の工事成績を用いて評価
- 2) 当該工事工種の過去2年間の「工事成績評定点が平均点60点未満」を登録機関の工事成績を用いて評価

②【評価項目】

- 1) 企業の工事成績評定点を登録機関の工事成績を用いて評価
- 2) 配置予定技術者の工事成績評定点を登録機関の工事成績を用いて評価

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。（令和7年7月）

第1 基本方針

（赤字は主な改定点）

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。

長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1) 調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2) 次の事項に留意した調査・設計
 - ① 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ② 騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③ 工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④ 設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤ 施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4) 工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為
 - ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
 - 週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
- (4) 工事関係書類の明確化・効率化
- (5) 工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1) 多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないように配慮するなど、
各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等の特記
- 「建築物適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

- 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

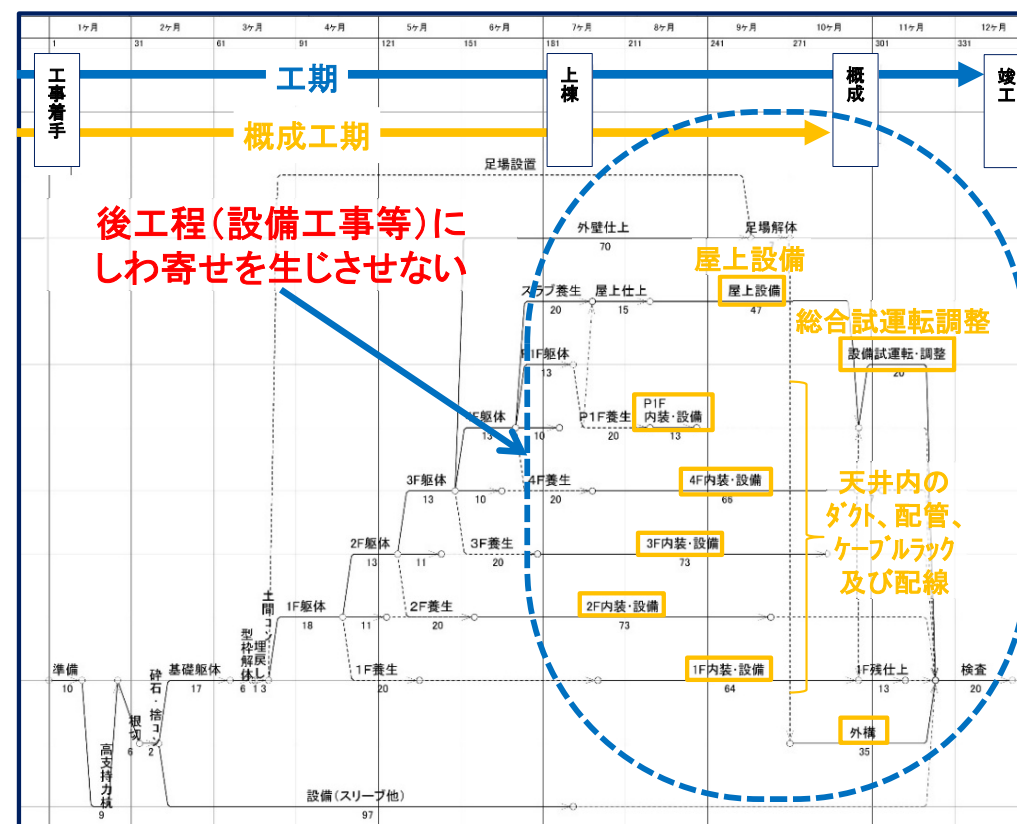
- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築物においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること

- ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
- イ) 屋上設備
- ウ) 総合試運転調整

- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

【参考】国土交通省ホームページ

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

『営繕積算方式』活用マニュアル

- 『営繕積算方式』は、「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの（官庁営繕事業における積算手法）
- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や円滑な施工確保の一層の推進に向け、『営繕積算方式』をわかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
（詳細は『営繕積算方式』活用マニュアルを参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html）

『営繕積算方式』活用マニュアル

「公共建築工事積算基準」等

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、
現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、
営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- 猛暑対策

品確法

「適正な利潤の確保」
のための「適正な予定
価格の設定」等、発注
者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済
情勢が大きく変化した
際には特に留意が必要

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組

○ 実勢価格や現場実態を的確に反映するとともに、適切な数量算出及び設計変更など各種取組を実施

【主な課題】(工事費積算関係)

【取組内容・対応策】

○ 単価が実勢と乖離している場合がある。

例：単価設定時期が古い
工事実態とは異なる条件の単価を適用している

○ 現場で必要と考えられる費用が見込まれていない場合がある。

例：揚重機や交通誘導警備員等が見込まれていない

○ 契約後の変更契約の協議が適切に行なわれない可能性がある。

例：積算数量を「参考数量」とした場合、積算数量と設計数量に相違があっても発注者が受注者との協議に応じない場合がある。

○ 社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応する必要がある。

● 実勢価格や現場実態の的確な反映

- ① 適正な単価の設定（入札日直近の最新の単価の採用、補正市場単価、見積単価の適切な設定）
- ② 少量、僅少施工での単価補正等
- ③ 「見積活用方式」
- ④ 適切な施工条件の明示、現場実態を反映した共通費
- ⑤ 遠隔地からの資材調達・労働者確保に要する費用の積み上げ
- ⑥ 適切な工期設定、工期に連動した共通費 等

品確法（発注者等の責務）
第七条第1項一号
（略）市場における労務及び資材の取引価格、（略）工期等、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

● 適切な数量算出及び設計変更

- ① 営繕工事積算チェックマニュアルの活用
- ② 設計変更ガイドライン ※ の適切な運用
- ③ スライド条項の適切な運用
- ④ 「入札時積算数量書活用方式」 等

品確法（発注者等の責務）
第七条第1項十二号
（略）施工条件を明示するとともに、（略）適切に設計図書の変更及び請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

● 猛暑対策の取組

- ① 営繕工事における猛暑対策に必要な経費等の確保関連

品確法（発注者等の責務）
第七条第1項一号
（略）経済社会情勢の変化を勘案し、（略）予定価格を適正に定めること。

※ 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(令和2年6月一部改訂))を示す

- 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月6日付国営計第118号）より

営繕工事における「見積活用方式」の活用

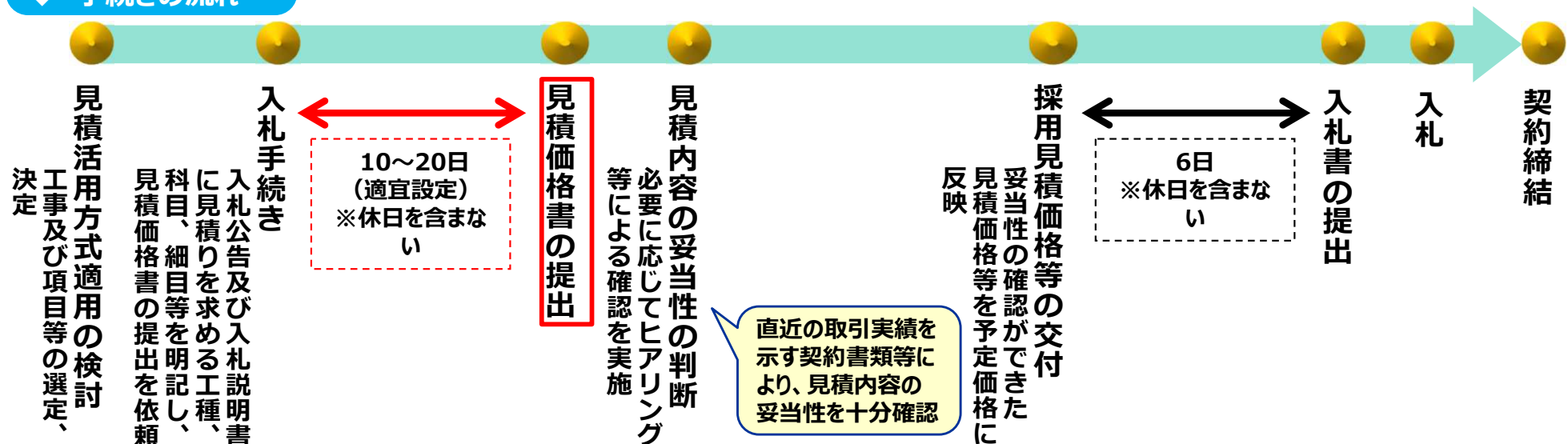
◆ 対象工事

- （１）公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- （２）過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

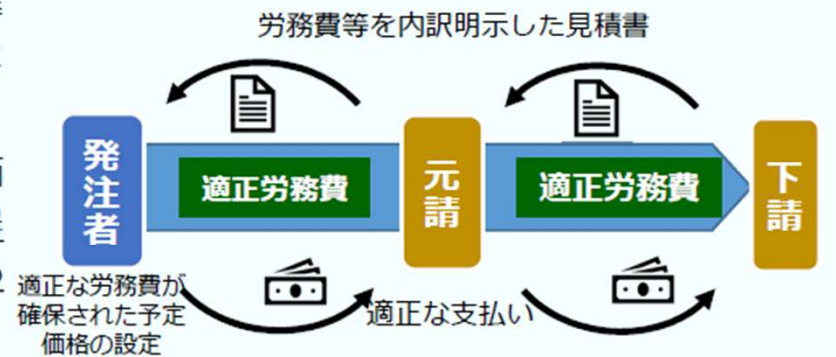
◆ 対象工種

直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

◆ 手続きの流れ



- 第三次・担い手3法に基づき、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とし、中央建設業審議会より「**労務費に関する基準**」が勧告された。（令和7年12月）
- 公共工事の発注者には、民間工事が大半を占める建築工事において実勢価格を的確に把握するために導入された市場単価（労務費、材料費、機械器具費、下請経費等が一式となった単価）についても、その内訳把握が求められている。



- 複合単価と市場取引の調査結果を組み合わせた新しい積算単価「**単位施工単価**」を導入。労務費等の内訳が把握可能に。

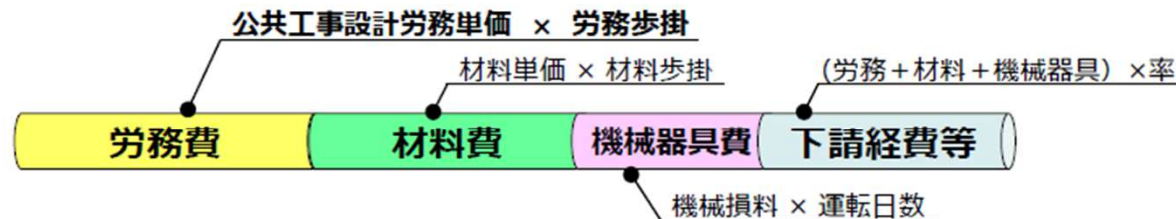
労務費等の内訳を把握可能な新しい積算単価を導入
公共工事設計労務単価水準の賃金を労務費に関する基準で担保

図出典：中央建設業審議会（令和7年12月2日）資料を加工

単位施工単価

○代表的な規格・仕様の単価（ベース単価）

- ・複合単価（単価×歩掛り）の手法により算定。
- ・専門工事業者等の協力を得て、歩掛り調査を実施。



歩掛り調査にはデータの収集分析に時間と労力を要する課題があるため、代表的な規格・仕様を対象に実施。
市場取引の調査結果を活用し、さまざまな規格・仕様の単価を整備。

○その他の規格・仕様の単価（シフト単価）

- ・元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果を活用し、ベース単価を調整して算定。
- ・その内訳の労務費相当額は、ベース単価の労務比率より算出可能。

公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）が確保されていることが、発注者にとって明確になる

R8.3.11 国土交通省大臣官房官庁営繕部 記者発表資料「公共建築工事積算基準類の改定」より抜粋

絶縁ケーブル

○細目工種と単価の種別

種 別	細 目	摘 要	単位
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 1.6mm-2C	m
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 2.0mm-2C	m
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 1.6mm-3C	m
ベース単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 2.0mm-3C	m

○ベース単価の歩掛り

600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線							
細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	諸経費	備考
			600V絶縁ケーブル [m]				
600V絶縁ケーブル	2.0mm-3C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.017	1式	
率を乗ずる歩掛りの区分			労以外		労		

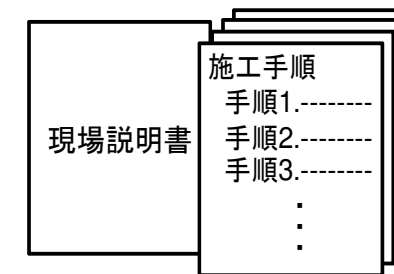
工程に影響を及ぼす「施工手順」を施工条件として明示し、施工時の負担を軽減

工程関係の明示事項

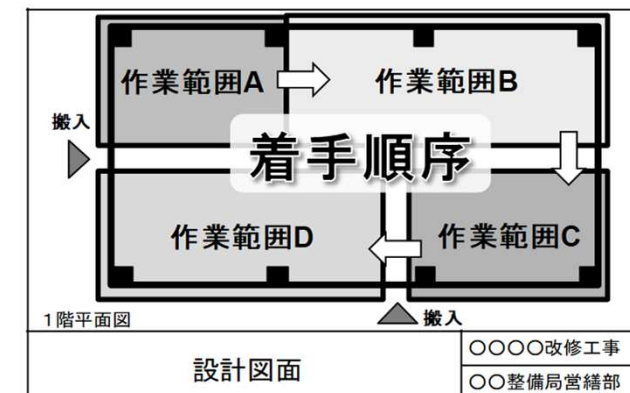
1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期
2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがあある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期
4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容
5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設機関
6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等

設計図書へ明示のイメージ

・現場説明書に明示



・設計図面に明示



生産性向上の取組

これまでの取組

- 各省庁が発注する営繕工事の書類の統一書式「公共建築工事標準書式」を作成【H15.3】
- 建設業団体の意見を伺い工事関係書類等の明確化、削減等に取り組む
- 受発注者間での協議による書類の省略・集約、受注者独自書式の使用を可能
- 書類の二重提出（紙と電子）を求めない
 - 「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」【H26.3】
 - 「同」徹底について【H30.3】
- 書類等の押印等の省略
- 全ての営繕工事における「情報共有システム」の活用
 - 「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」（一部改定）【R3.3】

今回の取組

- 「公共建築工事標準書式」の改定【R5.3】
 - 各省庁統一の書式内に省略協議対象であること等を明示
- 「工事関係書類データ入力シート」（試行版）の作成【R5.3】

工事関係書類データ入力シート

基本データシートに共通項目（工事件名、工期等）を入力・保存し、各書式に反映させることで書類作成を効率化

【基本データシート】

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自：□□ 至：▽▽

共通項目

【各書式】

各書式に共通項目が反映

現場代理人等 通知書
工事件名：〇〇〇
発注者：△△△
受注者：☆☆☆
工期：自：□□ 至：▽▽
経歴（職歴）***

火災保険等 加入状況報告書
工事件名：〇〇〇
発注者：△△△
受注者：☆☆☆
工期：自：□□ 至：▽▽
報告年月日***

発生材報告書
工事件名：〇〇〇
発注者：△△△
受注者：☆☆☆
報告年月日***

完成通知書
工事件名：〇〇〇
発注者：△△△
受注者：☆☆☆
工期：自：□□ 至：▽▽
完成年月日***

- 「工事関係書類データ入力シート」の作成手順・Q&Aを取りまとめた「手引き」を掲載し、本格運用版として公表【R6.3】

国土交通省HPから工事受注者がダウンロードして広く活用可能

関東地方整備局のホームページに工事書類様式の電子ファイル(エクセル形式など)と記載例を掲載。

ホーム<営繕<技術情報<営繕工事における工事関係図書等に関する効率化

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

工事書類様式、記載例

書式番号欄に番号のある書類は、様式又は記載例をダウンロードすることができます。
様式、記載例の欄でクリックして下さい。

No.	時 期	様式 番号	書 類 名	様式	記載例	根拠規定等	備 考
1	契約時	-	契約図書(謄本図)	-	-		
2		-	現場説明書	-	-		
3		-	質疑・図面訂正事項書	-	-		
4		-	工事請負契約書	-	-		
5		-	再生資源利用(促進)計画書	-	-	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条及び第13条	建設リサイクル法対象工事の場合のみ提出する。
6		-	変更契約書	-	-		
7	契約直後	1	現場代理人等通知書	様式1[Excel: 40KB]	左記様式に含む	工事請負契約書第10条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
8		1	経歴書	様式1[Excel: 38KB]	左記様式に含む	工事請負契約書第10条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
9		2	請負代金内訳書	様式2[Excel: 34KB]	左記様式に含む	工事請負契約書第3条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
10		3	契約工程表	様式3[Excel: 148KB]	左記様式に含む	工事請負契約書第3条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
11		4	契約工程表(変更)	様式4[Excel: 237KB]	左記様式に含む	工事請負契約書第3条	工期変更を伴う場合のみ提出する。 監督職員による確認を受けた後に提出する。
12		5	建設業退職金共済制度の掛金収納書	様式5[Excel: 411KB]	左記様式に含む	現場説明書	監督職員による確認を受けた後に提出する。
13		6	火災保険等加入状況報告書	様式6[Excel: 40KB]	左記様式に含む	工事請負契約書第57条	(協議対象)監督職員による確認を受けた後に提出する。 証券等の写し、保険会社の証明書等を提出することで省略できる。
14		7	請求書(前金払・中間前金払)(写し)	様式7[Excel: 57KB]	左記様式に含む	工事請負契約書	契約担当課に提出する。

【掲載している様式】
現場代理人等通知書
契約工程表
工事進捗状況報告書
事故報告書

など

様式-3 (1) (記載例)

分任 支 出 負 担 行 為 担 当 官
関東地方整備局〇〇営繕事務所長
〇 〇 〇 〇 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 株式会社 〇〇建設
〇〇 〇〇 〇〇 印

契 約 工 程 表

工 事 名 〇〇庁舎改修工事
契 約 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで

種目別名称	月 日	種目別 工事量%	〇〇月												月	摘要
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		
仮設工事	5	5														
搬入工事	5	5														
鉄筋工事	20	20														
コンクリート工事	35	35														
内装工事	15	15														
設備工事	20	20														
計	100	100														

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、**平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下、26年版ガイドライン)』を策定**した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、**発注者の責務が明確化**されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な**見直し**を施し、**平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定**した。（令和2年6月一部改定）

- ◇主な改正点
 - ・**指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現**
 - ・**Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、地方公共団体等に対して周知（H27.10月）**

- 入札に参加頂く際に最も重要になることが、**競争参加資格要件の確認**になります。
- 公告中の工事については、関東地方整備局営繕部のHPに公告文を掲載するとともに、公告のポイント等を取りまとめた「**入札公告等の概要**」を掲載しています。
- 入札公告等の概要の中に、「**競争参加資格要件の概要**」が記載されています。

入札公告等の概要(参考)

■関東地方整備局営繕部のホームページに掲載されています。

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

■競争参加資格要件の概要(等級(ランク)、本支店営業所の所在地、企業の施工実績、配置予定技術者の資格、工事経験等)が記載されています。

入札への参加を検討される際の参考資料として下さい。

工事名		〇〇(26)電気設備改修工事
工事種別		電気設備工事
工事場所(都県)		東京都
工事場所(市区町村)		〇〇区〇〇1-2-3
工事概要		庁舎(既存) RC-3 約3,800m2 静止型電源設備改修 一式 他
担当事務所		〇〇営繕事務所
公告日／期限日／開札日		R8.〇.〇 / R8.〇.〇 / R8.〇.〇
工 期		R9.▽.▽
入札契約方式／落札方式		一般競争入札(標準型)／総合評価落札方式(施工能力評価型〇型)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 〇等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 ……
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。 ……

RSS へ登録すると 最新情報(営繕工事・業務の発注情報等)が 自動配信されます。

RSS (アール・イズ・イズ: Rich Site Summary)

ウェブサイトの情報や記事の見出しを効率よく
入手することができるフォーマットです。

これまでは、“その都度”情報更新を確認して
頂いておりましたが、RSSの登録により、
情報更新の通知が自動配信されますので、
工事・業務の発注情報が“より早く・確実に”
入手することができます！

- ・RSS配信を閲覧するため、RSSリーダー又はRSS対応ブラウザ、メールソフト、スマートフォン対応アプリを用意してください。
- ・国土交通省関東地方整備局で提供しているRSSのURLをRSSリーダー等に読み込んでください。
- ・読み込み方法の詳細は、各RSSリーダー等の使用方法に従ってください。

◆ご利用上の注意事項

- 1) RSSの情報更新は必ずしも公表時間とは一致しません。
- 2) RSSリーダーなどの設定方法、機能、動作慣用などについては、それぞれの提供元にお問い合わせください。
(国土交通省関東地方整備局では個別のお問合せには応じられません。)
- 3) RSS配信後、掲載期間の終了等によりページが削除されたり、URLが変更となる場合があります。

関東地整 営繕部

検索 

◆お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
営繕部 公共建築相談窓口

TEL: 048-600-3151 (内線5114または5153)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/eizen/input.htm>



利用方法の一例 ～メールソフト(Outlook)での登録例～

- ① 関東地方整備局営繕部ホームページの入札契約情報ページを開き、RSSをクリックします。
- ② RSSのページから、【URL】をコピーします。
- ③ Outlookを開き、【ファイル】メニューから【情報】→【アカウント設定】をクリックし、
- ④ 【RSSフィード】→【新規】をクリックし、新しいRSSフィードに②の【URL】を貼付け、登録完了です。
- ⑤ 新着情報のお知らせが自動的に通知され、リンク先から更新ページを確認することができます。

① 関東地方整備局営繕部ホームページ



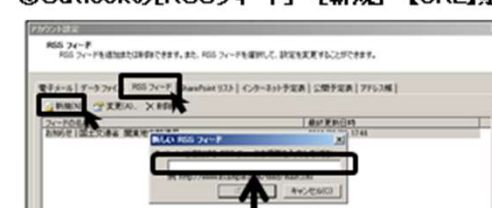
② RSSページ【URL】をコピー



③ Outlookの【ファイル】→【情報】→【アカウント設定】



④ Outlookの【RSSフィード】→【新規】→【URL】貼付



<登録完了>

【URL】をコピー

⑤ Outlook RSSにて新着情報お知らせ



更新情報をメールで通知

- 官庁営繕工事・業務について、メールマガジンによる発注情報の配信サービスを行っています。
- 官庁営繕工事・業務の公告日(原則)に、概要を配信希望者に送付します。
- 配信登録は、以下のホームページで受け付けます。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html



これをクリック



配信の流れ

1. 配信希望者が配信登録用HPにて、配信希望内容を登録します(登録情報はASPセンターに保存されます)。
2. 各発注機関(本省・地整営繕部等)が、公告情報(公示情報を含む)をASPセンターに入力します。
3. ASPセンターより、公告情報に合わせた配信希望者にメールが配信されます。

官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて(全国の官庁営繕工事・業務)

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を平成30年度も引き続き行います。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。(既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。)

○メール配信内容

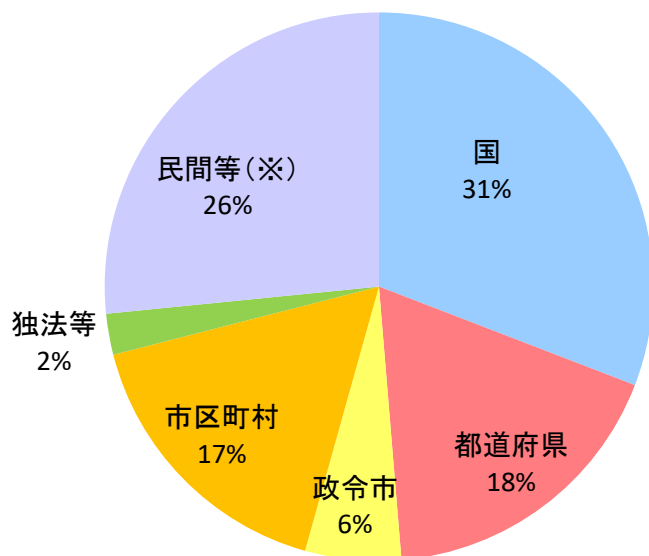
原則、入札公告日(または公示日)に、以下の内容(イメージ)が配信されます。(発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降)なお、正式な内容は入札情報サービス(<http://www.i-ppi.jp>)にてご確認ください。

メール配信内容(イメージ:工事の場合)

件名:【〇〇地方整備局営繕部(※1)発注情報のお知らせ】
本日、平成〇年〇月〇日、次の工事の入札公告を実施しました。
工事名:〇〇改修工事
工事種別:建築(※2)
等級区分:〇ランク又は〇ランク
工事場所:〇〇県〇〇
技術資料の提出締切日(※3):平成〇年〇月〇日
詳細は入札情報サービスのページで公開しています。
《 <http://www.i-ppi.jp> 》
また、〇〇地整営繕部のHPでも公開しています。
《 <http://www.xxxx> 》
更新・削除は以下のURLにて
《 <https://www.xxxx> 》

○令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）は、**1,945件**の相談に対応。

相談者の内訳



※ 民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

分野毎の相談の「件数」と「割合」

分野	件数	割合
企画・予算措置	100	5%
設計	237	12%
積算	787	40%
入札契約手続き	90	5%
工事監理	104	5%
保全	316	16%
その他	311	16%
合計	1,945	100%

令和7年度の特徴

<相談者>

○**公共発注機関からの相談**が全体の**72%**を占めている。

<相談内容>

○**積算**に関する相談の件数が多く、全体の**40%**を占めている。また、**保全**に関する相談の件数が次に多く、全体の**16%**を占めている。

○相談内容として見ると、令和6年度に引き続き「**週休2日の運用方法**」や「**技術基準の適用**」に関する相談が分野によらず多く寄せられた。

○相談が多い分野における主な相談内容は以下となっている。

- ・**積算** 共通費の算出方法、インフレスライド、週休2日の補正率
- ・**保全** 建築保全業務労務単価、保全業務積算要領の歩掛り
- ・**設計** 設計業務委託料の積算、標準仕様書の内容

など

関東地方整備局における公共建築相談窓口一覧

関東地方整備局 相談窓口一覧

● 関東地方整備局 営繕部

電 話：048-601-3151(代表)
E-mail: ktr-pbsoudan@mlit.go.jp
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
担当：官庁施設管理官(内線5114)
計画課課長補佐(内線5153)

① 東京第一営繕事務所

電 話：03-3363-2694(代表)
E-mail: ktr-tokyo_eil_soudan@mlit.go.jp
所在地：東京都新宿区百人町3-28-8
新宿地方合同庁舎
担当：技術課長
管轄区域：埼玉県及び東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、
板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区及び港区)

② 東京第二営繕事務所

電 話：03-3531-6550(代表)
E-mail: ktr-tou2eizen@mlit.go.jp
所在地：東京都江東区東雲1-9-5 東雲合同庁舎
担当：技術課長
管轄区域：千葉県及び東京都(荒川区、台東区、足立区、
葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区及び中央区)

④ 宇都宮営繕事務所

電 話：028-634-4271(代表)
E-mail: ktr-utunomiyaizen@mlit.go.jp
所在地：栃木県宇都宮市桜5-1-13
宇都宮地方合同庁舎
担当：技術課長
管轄区域：栃木県及び茨城県
(つくば市を除く)

⑤ 横浜営繕事務所

電 話：045-681-8104(代表)
E-mail: ktr-yokohamaizen@mlit.go.jp
所在地：神奈川県横浜市中区新港1-6-1
よこはま新港合同庁舎
担当：技術課長
管轄区域：神奈川県

⑥ 長野営繕事務所

電 話：026-235-3481(代表)
E-mail: ktr-nagano-ez@mlit.go.jp
所在地：長野県長野市旭町1108
長野第2地方合同庁舎
担当：技術課長
管轄区域：長野県及び群馬県



いずれの窓口でも
お受け致します

関東地方整備局のホームページにも掲載

ホーム<営繕<組織情報<公共建築相談窓口

国土交通省関東地方整備局
組織情報
公共建築相談窓口

営繕 公共建築物の営繕と保全

組織情報

公共建築相談窓口

営繕関係の各種基準の整備、設計者の選定、保全指導などの様々な取り組みについて、お問い合わせ、ご質問などがありましたら、お気軽にご相談下さい。

これまでに寄せられたお問い合わせのうち、主なものをQ&Aにして国土交通省のホームページにて公表しております。
ご不明点がございましたら、公共建築相談窓口までお問い合わせ下さい。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000053.html

相談窓口(営繕部)

電話：048-601-3151(代表) ※「公共建築相談窓口担当について下さい」とお伝え下さい。
・担当：計画課課長補佐(内線5154)

・ホームページからの問い合わせはこちらです。

相談窓口(事務所)

■東京第一営繕事務所
電話：03-3363-2694(代表)
・担当：技術課長

■東京第二営繕事務所
電話：03-3531-6550(代表)
・担当：技術課長

■甲武営繕事務所
電話：042-529-0011(代表)
・担当：技術課長